平成２５年（フ）第６８７０号
東京都稲城市東長沼413―５―201
債務者　清水　　洋
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９０３号
埼玉県八潮市中央２丁目27―13―302
債務者　宮本　和俊
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９０４号
東京都文京区大塚５丁目17―２―404
債務者　濱野　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９１５号
東京都中央区勝どき５丁目８―４―1007
債務者　松島久美子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９１７号
東京都足立区西新井栄町３丁目１―６―208
債務者　田中　祐美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９１９号
東京都杉並区宮前１丁目14―20　フラット1420―２
債務者　小久保陽介
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９２８号
神奈川県横浜市戸塚区平戸町388―１―101
債務者　韮澤　順子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９２９号
東京都練馬区三原台３丁目８―３―508
債務者　北澤　弘吉
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９３９号
東京都足立区花畑８丁目12―10
債務者　菅原亜矢子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９５４号
東京都墨田区亀沢２丁目20―12―803
債務者　重田佐知子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９５５号
埼玉県さいたま市南区辻８丁目５―17―202
債務者　大柳　清和
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９５８号
東京都荒川区東日暮里１丁目18―５―202
債務者　大田　敬人
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９５９号
東京都文京区本駒込５丁目58―１―107
債務者　津野　正昭
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６０号
神奈川県川崎市幸区小倉４丁目23―30―103
債務者　齋藤　良美（旧姓賀本）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９７３号
東京都国分寺市内藤２丁目34―５　大宣寺
債務者　鈴木　良法
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９７５号
埼玉県熊谷市曙町２丁目８―501
債務者　熊木　正雄
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部